

## 南紀白浜空港における各種試験・訓練飛行について【お知らせ】

(南紀白浜空港供用規程第9条及び同規程第17条第2項 関係)

### 1、試験・訓練に係る使用について

#### (1) 試験・訓練飛行の内容

南紀白浜空港において航空法第81条に規定する最低安全高度以下の飛行を伴う試験・訓練飛行を実施する場合。

☆ 試験・訓練飛行の具体例

- ① タッチ・アンド・ゴー（回転翼機の場合はストップ・アンド・ゴー）
- ② ロー・アプローチ
- ③ 滑走路又は着陸帯におけるホバリング訓練
- ④ その他、空港運営会社が実施を承認する試験・訓練飛行

#### (2) 使用料金(試験・訓練使用料)等

南紀白浜空港供用規程第17条第1項別表に規定する着陸料の算出に準じ計算して得た額(消費税含む)に試験・訓練のために行われる飛行の回数に乗じた額。

なお、訓練の形態により、明確に回数を設定できない試験・訓練飛行については、試験・訓練飛行開始から15分経過毎に回数を加算します。

☆ 試験・訓練飛行回数の計数方法に係る具体例

- ① タッチ・アンド・ゴー(ストップ・アンド・ゴー)又はロー・アプローチ  
滑走路上空(最低安全高度以下)に進入し、当該上空を離脱するまでを1回と数える。
- ② 回転翼機によるホバリング  
訓練の開始から15分を経過するごとに回数をカウントする。なお、ホバリング訓練実施の間は、必ずスポットを確保してください。  
例) 9:00にホバリング訓練を開始し、9:40に訓練を終了した(スポットに着地した)。  
9:00 開始・・・1回目としてカウント  
9:15 経過・・・2回目としてカウント  
9:30 経過・・・3回目としてカウント  
9:40 訓練終了

### 2、試験・訓練飛行の日時及び実施回数について

#### (1) 試験・訓練飛行の実施日時

- ① 土曜日、日曜日、祝日、ゴールデンウィーク、年末年始を除く、平日。
- ② 上記①の日で下記の時間帯において実施。  
(午前) 9:30~11:00 (午後) 13:00~16:00

## (2) 試験・訓練飛行回数の制限

① 上記(1)②に規定する各時間帯において、下記の回数を上限とします。

( 午前 ) 10回 ( 午後 ) 15回

② 1機体につき、実施可能な訓練の回数は、各時間帯において5回を上限とする。

\* 空港運営会社が必要であると認めた場合は、上記(1)の実施時間帯及び(2)の上限回数を変更する場合があります。

\* ホバリング訓練は1機あたり一日4回(60分間)を上限とします。

## 3、試験・訓練飛行の申し込み等について

(1) 空港運営会社に予約の申し込みを行ない、その承認を受けてください。

(2) 申し込みの期間は、実施日の8日前から前日までの毎日午前9時から午後5時まで。

(3) 予約の際には、あらかじめ試験・訓練飛行の予定回数をご連絡ください。

なお、実施に際して、予定回数に変更があった場合は、試験・訓練飛行終了後、実績回数を空港運営会社にご報告ください。

(4) 予約が受け付けられた試験・訓練飛行ごとに、その前又は後に必ず空港に着陸してください。

## 4、その他

定期便のダイヤ改正、便数の変更又は臨時便の就航に伴い、試験・訓練飛行が定期便又は臨時便の運航に多大な影響を与えるおそれがある場合、あるいは空港周辺環境に影響を及ぼすと想定される場合など、必要に応じ試験・訓練の実施時間帯、実施回数等について制限を設ける場合があります。